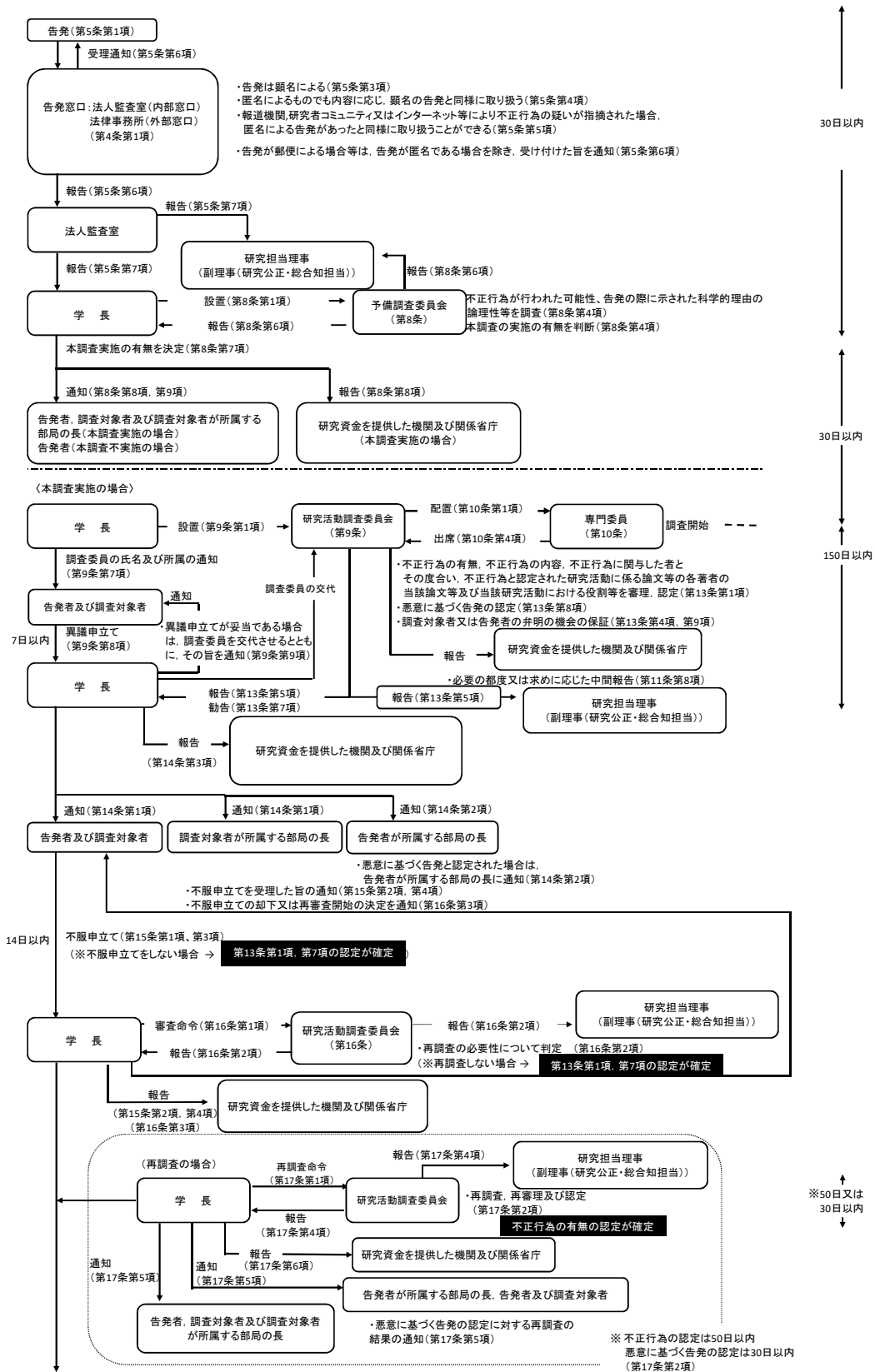


研究活動における不正行為への対応（調査等の流れ）



・調査結果の公表（第18条）
 不正行為が行われたと認定された場合は、原則として調査結果を公表する（第18条第1項）
 不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない（第18条第2項）
 悪意に基づく告発が行われたと認定された場合は、調査結果を公表する（第18条第3項）

・処分の措置（第19条）
 不正行為が行われたとの認定の報告を受けた場合、不正行為への関与が認定された者及び関与した者までは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者に対し、適切な措置をとる（第19条第1項）
 悪意に基づく告発と認定された場合は、当該告発者に対し、適切な措置をとる（第19条第2項）
 不正行為が存在しなかったことが調査委員会において確認された場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとる（第19条第3項）

※不正行為の認定は50日以内
 悪意に基づく告発の認定は30日以内（第17条第2項）